

夢洲の地盤沈下対策と「答弁書」

今年1月19日の読売テレビ ten で、大阪市立大(現在は大阪公立大)の大島昭彦教授は「夢洲は IR を想定して埋め立てられていない。深い地層の地盤沈下で今後も対策費が増える可能性はある」などと述べていた。大島教授は現在、「IR 予定区域等における液状化対策等の専門家会議」座長を務めている。地盤沈下対策は今のところ、大阪市の公費負担 788 億円に含まれていないが、大島教授に見通しを聞きたいものだ。

住民監査請求「結果」56 ページに、大阪市の陳述として次のように記載されている。「地盤沈下対策については、夢洲特有の軟弱地盤ということで、長期には沈下が生じるということが見込まれるので、IR 施設建設に必要な地盤沈下対策は SPC(IR 会社)において適切に実施するというを契約書で定めたいと考えている。また、本市が本件土地等に使用した埋立材が原因で、通常の想定を著しく上回る大規模な地盤沈下、陥没が生じた場合については、(中略) 本市がその費用負担することを考えている。」

夢洲 IR 差し止め訴訟の被告・大阪市「答弁書」では次のように記載されている。

「本件土地関連契約では、基本協定書第 13 条の 2 第 1 項と同じく、必要となる対策の実施主体はいずれも大阪 SPC と定めた上、IR 事業用地に関し大阪市が責任を負うものとして次の事項を規定するとともに、これらを除き、大阪市は、IR 事業用地につき一切の責任を負わない旨を規定する方向にて、大阪府や大阪 SPC と協議中である。

- ① 本件 IR 施設の建設等に当たり、大阪 SPC が実施する IR 事業用地に係る地中障害物の撤去、土壌汚染対策及び液状化対策について、一定の条件の下、大阪市がその費用を負担すること。
- ② 大阪市が IR 事業用地に使用した埋立材の原因により、通常の想定を著しく上回る大規模な地盤の沈下又は陥没が生じ、これらに起因して通常予測され得る程度を超える地盤沈下対策等が必要と見込まれる場合、一定の条件下、大阪市がその費用を負担すること。 ③は地中埋設物について②と同様の趣旨。

埋立材原因の想定外地盤沈下等は、大阪市がその負担すべき場合について、対象となる事象の範囲を相当に限定し、大阪市の責任の根拠となる事実関係についての立証責任は基本的に大阪 SPC が負担することになる上、類似の地盤状態にある夢洲・咲洲・舞洲といった周辺埋立地において、このような事象が生じた事例は現時点では把握しておらず、IR 事業用地においても、かかる事態が生じる可能性は極めて低いと考えられるし、あらかじめの協議や対策内容・費用の合理性があることも条件とする方針である。

このように大阪市として、IR 事業用地としての利用形態に照らして契約不適合となりうる地盤沈下等について相当な対応範囲の限定を付すこととしており、想定外の事象に係るリスク分担として適切なものである。」

(2022 年 12 月 5 日)